

御注意

復興特別法人税は平成24年4月1日以後に開始する事業年度から課税されます。また、平成24年3月31日以前に開始した事業年度であっても、復興特別所得税が課された場合には、この申告書を提出することによりその復興特別所得税の還付を受けることができます。

税 務 署 受 付 印		平成 年 月 日	所 管	業 種 目	要 否	一 連 番 号
納 税 地	電話 () -					※ 連 結 グ ル ー プ 整 理 番 号
(フリガナ)						整 理 番 号
法 人 名						申 告 年 月 日
(フリガナ)						申 告 区 分
代 表 者 自 署 押 印	(印)					庁 指 定 局 指 定 指 導 等 区 分
代 表 者 住 所						通 信 日 付 印
経 理 責 任 者 自 署 押 印	(印)					確 認 印
旧 納 税 地 及 び 旧 法 人 名 等						年 月 日

平成 年 月 日

課税事業年度分の復興特別法人税申告書 ()

平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有 ☐ 税理士法第33条の2の書面提出有 ☐

課 税 標 準 法 人 税 額 (15)又は0	1	十 億 百 万 千 円	この申告が修正申告である場合	課税標準法人税額	6	十 億 百 万 千 円
復 興 特 別 法 人 税 額 (1)×10%	2			控 除 税 額	7	
控 除 税 額 (16)+(18)	3			復興特別法人税額	8	
差引この申告により納付すべき復興特別法人税額 (2)-(3)	4			還 付 金 額	9	
この申告による還付金額 (20)	5			この申告により納付すべき復興特別法人税額 ((4)-(8))若しくは ((4)+(9))又は((9)-(5))	10	

課 税 標 準 法 人 税 額 等 の 計 算

課 税 標 準 法 人 税 額 の 計 算	法 人 税 額 (法人税申告書別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」、別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	11	十 億 百 万 千 円	控 除 税 額 の 計 算	外国税額の控除額 (別表三「11」又は「19」)	16	十 億 百 万 千 円
	法人税額の特別控除額 (法人税申告書別表一(一)「3」、別表一(二)「3」、別表一(三)「3」、別表一の二(一)「3」、別表一の二(二)「3」又は別表一の二(三)「3」)	12			復興特別所得税の額 (別表二「6」の③)	17	
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の加算額 (法人税申告書別表一(一)「5」、別表一(二)「5」、別表一(三)「5」、別表一の二(一)「5」、別表一の二(二)「5」又は別表一の二(三)「5」)	13			復興特別所得税の控除額 ((2)-(16))と(17)のうちいずれか少ない金額)	18	
					控 除 し た 金 額 (3)	19	
	基 準 法 人 税 額 (11)-(12)+(13)	14			控除しきれなかった復興特別所得税の額 (17)-(18)	20	
	課 税 標 準 法 人 税 額 (14)又は((14)×-)	15		残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日		
				還 付 金 融 機 関 等	銀 行 本 店 ・ 支 店 郵 便 局 名 等 金 庫 ・ 組 合 出 張 所 預 金 農 協 ・ 漁 協 本 所 ・ 支 所		
				口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号		
				※ 税務署処理欄			

税 理 士 署 名 押 印 (印)

復興特別法人税申告書別表一の記載の仕方

- 1 この表は、法人が復興特別法人税に関する申告（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第53条第1項《課税標準及び税額の申告》の規定による申告書又は同法第54条《還付を受けるための申告》の規定による申告書の提出をいいます。）をする場合に記載します。
- 2 「法人名」及び「代表者自署押印」には、フリガナを付してください。なお、正本には、必ず代表者が自署押印をしてください。
- 3 「代表者自署押印」は、内国法人が平成30年4月1日以後に修正申告をする場合は「代表者記名押印」として記載し、外国法人が同日以後に修正申告をする場合は「代表者」として記載します。
- 4 「経理責任者自署押印」は、内国法人が平成30年4月1日以後に修正申告をする場合は記載を要せず、外国法人が同日以後に修正申告をする場合は「国内源泉所得に係る事業等の責任者記名押印」として記載します。
- 5 「旧納税地及び旧法人名等」には、当期中に納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名（被合併法人名）を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。
- 6 「※税務署処理欄」の各欄は、記載する必要はありません。
- 7 「税理士法第30条の書面提出有」又は「税理士法第33条の2の書面提出有」は、税理士法第30条《税務代理の権限の明示》又は第33条の2《計算事項、審査事項等を記載した書面の添付》に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄に○をしてください。
- 8 「復興特別法人税申告書（ ）」の括弧の中には、期限後申告をする場合は「期限後」と記載し、修正申告をする場合は「修正」と記載します。
- 9 「課税標準法人税額(15)又は0」1)には、当期が次に掲げる課税事業年度のいずれであるかに応じ、それぞれ次の金額を記載します。
 - (1) 復興財源確保法第45条第3項《課税事業年度》の規定により課税事業年度とみなされる事業年度 0
この場合、「課税標準法人税額の計算」の各欄は、記載を要しません。
 - (2) (1)以外の課税事業年度 「15」の金額
- 10 「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額((2)-(3))4)は、この算式により計算した金額に100円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てます。
- 11 「この申告が修正申告である場合」の各欄は、この申告が修正申告である場合に、次により記載します。
 - (1) 「課税標準法人税額6)には、この申告前の申告書の「1」の金額又はこの申告直前の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「課税標準法人税額」を記載しま
 - す。
 - (2) 「控除税額7)には、この申告前の申告書の「3」の金額又はこの申告直前の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「控除税額」を記載します。
 - (3) 「復興特別法人税額8)には、この申告前の申告書の「4」の金額又はこの申告直前の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引復興特別法人税額」を記載します。
 - (4) 「還付金額9)には、この申告前の申告書の「5」の金額又はこの申告直前の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付復興特別所得税額」を記載します。
 - (5) 「この申告により納付すべき復興特別法人税額10)には、「4」、「5」及び「この申告が修正申告である場合」の各欄のうち記載がある欄に応じ、それぞれ次の金額を記載します。

なお、この算式により計算した金額に100円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てます。

イ 「4」と「8」とがある場合には、「4」の金額から「8」の金額を控除した金額

ロ 「4」と「9」とがある場合には、「4」の金額と「9」の金額との合計額

ハ 「5」と「9」とがある場合には、「9」の金額から「5」の金額を控除した金額
- 12 「課税標準法人税額 ((14)又は((14)× -)) 15)には、当期が次に掲げる課税事業年度のいずれであるかに応じ、それぞれ次の金額を記載します。

なお、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てます。

 - (1) 復興財源確保法第47条第2項各号《課税標準》に掲げる法人の同項ただし書に規定する最後の課税事業年度 「((14)× -))」の分子の空欄に当該各号に定める期間の月数を、分母の空欄に当期の月数をそれぞれ記載した上、この算式により計算した金額
この場合、これらの月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数があるときは、これを切り上げます。
 - (2) (1)以外の課税事業年度 「14」の金額
- 13 「残余財産の最後の分配又は引渡しの日」には、当期が残余財産の確定の日の属する課税事業年度である場合において、当該課税事業年度終了の日の翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときに、その分配又は引渡しの日を記載します。
- 14 「還付を受けようとする金融機関等」には、「5」の還付金額について、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称、預貯金口座名及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の通常貯金口座への振込みを希望される場合は「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合口座の記号番号のみを、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望される場合は「郵便局名等」に支払を受けようとする郵便局名等のみを記載してください。